



総代会について

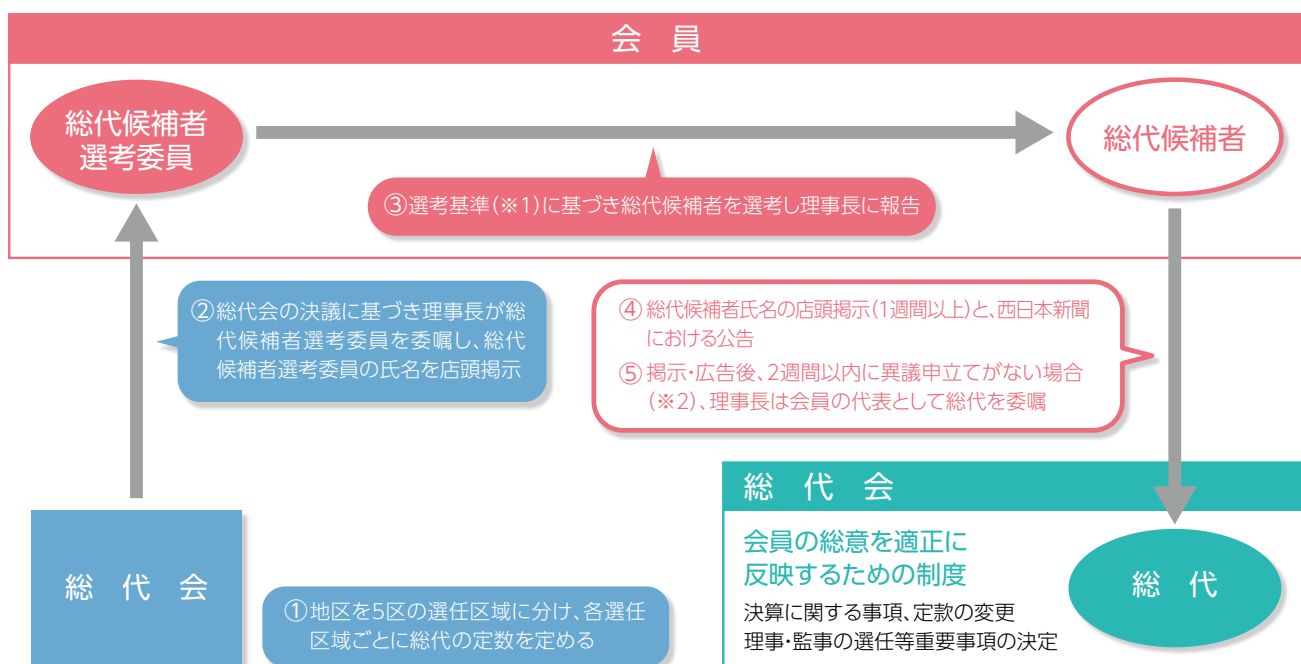
シュウタス

総代会制度について

信用金庫は、会員同志の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じておんしんの経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多く総会の開催は事実上不可能であるため、おんしんでは、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見がおんしんの経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、おんしんでは総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



※1 総代候補者選考基準

- ①資格要件 ・ 当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・ 総代として相応しい見識を有していること
 - ・ 見識をもって正しい判断ができる人であること
 - ・ 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
 - ・ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人
 - ・ 行動力があり、積極的な人
 - ・ 人格、見識に優れ、おんしんの発展に寄与できる人
 - ・ おんしんの理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人

※2 異議申立てのある場合

総代候補者について異議申立ての申出をした者が当該選任区域の会員数の1/3に達した場合、総代候補者選考委員は当該総代候補者に代えて、他の総代候補者の選考を行う。ただし、当該総代候補者(異議申出をされた総代候補者)の数が、その選任区域の定数の1/2に満たない場合は、改めて選考を行わないことができる。

第70期通常総代会決議事項

令和元年6月17日に開催された第70期通常総代会において以下のとおり報告・決議されました。

- I. 報告事項
 - 第70期業務報告の件、第70期貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- II. 決議事項
 - 第1号議案 第70期剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は120人で、会員数に応じて5つの選任区域ごとに定められております。

(2) 総代の選任方法

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③ その総代候補者を会員が信任します。(異議があれば申し立てします。)

<総代の属性別構成比>

項目	種別	人数(人)	構成比
職業	法人役員	103	85.8%
	個人事業主	16	13.3%
	個人	1	0.8%
	合計	120	100.0%
職業	40歳代	12	10.0%
	50歳代	29	24.2%
	60歳代	52	43.3%
	70歳代	27	22.5%
	合計	120	100.0%

項目	種別	人数(人)	構成比
職業	農業	2	1.7%
	建設業	17	14.2%
	製造業	16	13.3%
	運輸業	8	6.7%
	卸・小売・飲食業	23	19.2%
	金融・保険業	1	0.8%
	不動産業	19	15.8%
	サービス業	18	15.0%
	教育・医療・福祉	9	7.5%
	その他	7	5.8%
	合計	120	100.0%

幹事総代について

平成16年度から、会員の意見や要望をより一層金庫の経営に反映させるとともに、金庫の経営方針などを伝達することを目的として、総代の中から幹事総代を委嘱しております。幹事総代の任期は一般総代と同じ3年で、年2回(8月、12月)、役員との定期意見交換会が開催されます。

幹事総代の氏名(敬称略、順不同)

(令和元年6月30日現在)

白石 雄二



上村 定紀



小役丸 秀一



三浦 知洋



森 政喜



小野 一昭



梅津 誠



総代の氏名(地区別、敬称略、順不同)

1. 水巻町、芦屋町<21名>

安達 喜啓(1)	今井 恒夫(8)	岡田 邦夫(5)	梶島えり子(1)	佐々木誠治(4)	白石 雄二(8)
白土 治靖(4)	末岡 廣敏(8)	住吉弘太郎(1)	徳永弥太郎(8)	芳賀 隆幸(8)	松岡 功峻(6)
粕井 幸雄(4)	渡部 利彦(8)	上村 定紀(8)	佐藤 暢男(6)	品川 一伯(1)	縄田 秀(8)
本田 孝志(4)	山元昭比古(6)	横田 恭二(8)			

2. 遠賀町、岡垣町<23名>

秋武 慎介(6)	伊東 秀夫(5)	太田 信博(3)	兼光 達守(6)	川地 啓輔(3)	小役丸秀一(8)
竹中知嘉子(3)	都留 正泰(8)	深田 高一(5)	松本 正登(8)	山形 哲也(5)	吉村 澄雄(5)
岩崎 公彦(2)	織田 隆徳(4)	佐伯 重義(8)	柴田 源市(1)	福田 秀徳(5)	藤田 秀樹(1)
古野 英樹(2)	松井 力(8)	三浦 知洋(5)	村尾 啓介(5)	吉戒 朝子(1)	

3. 北九州市、中間市<26名>

安部田 力(8)	山藤 清(8)	高亀 勝(5)	竹内 稔(5)	永露 勇二(8)	花田 匡英(5)
日高 教夫(4)	冷牟田恭二(3)	宮原 純彦(1)	柳 潤一(8)	赤瀬 朗(6)	今村 重記(8)
占部 雅志(3)	佐竹 真人(4)	白水 強志(2)	徳王 藏人(1)	野添 好弘(8)	松村 豊(6)
森 政喜(6)	山口 博美(2)	新家 晴紀(2)	高山 良二(3)	花田 辰江(2)	春田 直登(4)
廣田 祐之(6)	宮内 覺(5)				

4. 宗像市、福津市<21名>

天野 龍二(5)	市来 道啓(6)	出光 良治(6)	今村 勇美(5)	占部 康行(8)	古賀 兼吉(5)
塚本喜代志(3)	中村 好成(3)	花田 省蔵(3)	林 直人(3)	森 正彦(8)	大和 一弘(4)
吉武 大作(3)	阿部 照義(1)	石津 克信(5)	沖 祐一(5)	小野 一昭(4)	浄見 譲(6)
宮脇 一彦(3)	吉田 弦矢(1)	米満 喬(3)			

5. 福岡市、古賀市、新宮町、粕屋町、他地区<29名>

植木 剛彦(1)	上田 利治(1)	大富 政明(8)	加野 豊子(6)	柴垣 拓史(1)	白石晃一郎(4)
高橋加代子(3)	長崎 浩一(6)	長崎 秀人(5)	中嶋 伸昭(1)	矢野 雅俊(1)	梅津 誠(4)
川西 豊彦(1)	久保田龍男(3)	長 清人(1)	中村 宣博(6)	村尾 好明(6)	安河内清隆(6)
秋月 良倫(1)	阿部 誠(6)	藤田 英夫(8)	三坂 真(4)	宮本 和明(3)	案浦 龍己(2)
大谷 淳子(1)	新島 洋(3)	堀江 良治(2)	吉川 壽世(2)	吉弘 直彦(5)	

※()内の数字は平成10年以降の就任回数を表します。

(以上120名、令和元年6月30日現在)